

令和8年春の全国交通安全運動における各機関・団体の実施結果

広島県環境県民局県民活動課	
運動の重点	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○その他	■広島県ホームページに実施要綱、チラシ等を掲載 ■広島県ツイッター、フェイスブックに掲載 ■「ひろしまけん交通指導員だより2026年春号」に掲載 ■令和8年4月6日、基町フレドふれあい広場にて開始式等開催 ■県政情報ラックへチラシを配架

中国運輸局	
運動の重点	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	○職員に対し、歩行者の交通ルール遵守の徹底及び道路の適正な利用について呼びかけた。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	○街頭活動において車両検査及び広報活動を実施した。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底	○街頭活動において車両検査及び広報活動を実施した。
○その他	<p>【自動車関係】</p> <p>○運動期間中、各安全に係る業務を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備管理者選任前研修 30名（4/14実施） ・街頭検査台数 25台（4/13実施） ・自動車運送事業者監査 4者（貨物1、乗合1、貸切2） <p>○所属職員に対し、本運動の趣旨及び運動重点項目について周知し、注意喚起をおこなった。</p> <p>【鉄道関係】</p> <p>○運動期間中、広島高速交通（株）本社に立入り調査を実施したところ、交通安全の推進について、次のとおり取り組んでいることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立看板の掲出、案内表示及び案内放送等により、利用者への啓発活動を実施していた。 ・4月7日、安全統括管理者等により、本社及び管理駅の巡回並びに列車添乗が行われ、交通安全運動への取組状況や基本動作の状況を確認していた。 ・広島新交通1号線県庁前～広域公園前駅間において、前頭添乗を行い運転取扱いについて確認したところ、運転士は基本動作を励行しており、良好であった。 <p>○運動期間中、広島電鉄（株）全線において前頭添乗（無通告）を行い運転取扱いについて確認したところ、おおむね良好であった。</p>

広島労働局	
運動の重点	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底	職員に対し、通勤時に自転車等使用する際のルールの遵守について啓発した。
○その他	職員に対し「春の全国交通安全運動」の要綱の周知及び、職員の業務用自動車使用時のアルコールチェックの徹底、交通安全に対する意識の高揚を行った。

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所	
運動の重点	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	○歩道整備事業の推進による交通事故対策、現地検討 ○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策、現地検討 ○交差点改良事業の推進による交通事故対策、現地検討 ○交通安全に関するポスター掲示、チラシ配布
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	○交通安全に関するチラシ掲示・配布 ○「ながらスマホ」の危険性、歩行者優先等への注意喚起を職場内で情報共有した。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策、現地検討 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○その他	○職場内で、都度各種交通安全について注意喚起をおこなった。

広島県市長会・広島県町村会	
運動の重点	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	各市町で実施
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	各市町で実施
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	各市町で実施
○その他	

広島市	
運動の重点	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	広島市の交通教育指導員（道路管理課職員）が、保育園・幼稚園・小学校等にて交通安全教室を行い、園児などに横断歩道の渡り方などの指導を行った。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	各区役所、各施設にて店内放送（館内放送）を行い、職員及び来庁者等へ「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等について呼び掛けた。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	各区役所において街頭キャンペーンを行い、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者へチラシや啓発物品を配布し、交通ルールの理解、遵守に向けた周知を行った。
○その他	本庁及び各区役所・各施設に懸垂幕・ポスターを掲示した。

広島県教育委員会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	○ 通知「令和8年春の全国交通安全運動の実施等について」により、運動の趣旨を踏まえ、新入学児童生徒が慣れない通学路で交通事故に遭うことが懸念されるため、新年度のできるだけ早い時期の交通安全指導や警察等と連携した交通安全教育の充実について指導した。 ○ 令和8年春の全国交通安全運動について、児童生徒へ周知を図るため、ポスターを配付した。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	○ 通知「令和8年春の全国交通安全運動の実施等について」により、自転車安全利用五則を活用するとともに、点検整備について指導するほか、登下校時の安全かつ正しい走行、ヘルメット着用の必要性及び交通ルールの遵守について徹底するよう指導した。 ○ 自転車利用者が加害者となる事故が発生することもあることから、保護者等へ各種保険制度の周知を図るよう指導した。
○その他	

広島県警察	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	○ 通学路における全国一斉街頭指導日に、広島市中区の事故多発交差点で街頭指導を実施し、通学路における児童の安全確保を図った。 ○ 呉市立明德小学校の新1・2年生対象に交通講話を実施後、通学路の歩行訓練を行った。 ○ 海田東小学校の新入学生に対し、道路への飛び出しの危険性及び正しい横断方法について講話及び実践型教育を実施した。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	○ 山陽女学園中・高等部の新入生に対し、自転車の「ながらスマホ」の根絶について講話を実施した。 ○ 庄原市内の新入社員を対象に、KYT（危険予測トレーニング）機材を活用した交通安全教室を実施し、道路に潜む危険を模擬体験されることにより、歩行者優先意識の向上を図った。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	○ 広島テレビが主催するサイクリングイベント「グラン・ツール・せとうち2026」の開催に併せて、イベント参加者約1700名に自転車の交通事故防止、ヘルメット着用促進及び自転車の交通反則通告制度の導入に係る広報を実施した。 ○ 安芸府中高等学校生徒に対し、パワーポイント及びDVDを活用し自転車の交通事故の現状及び歩行者優先等について講話を実施した。
○その他	○ 外国人留学生を含む広島YMCAホテルマン養成講座新入生に対し、正しい自転車の通行方法や自転車の交通反則通告制度について講話を行った。

広島県健康福祉局	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	・運動期間中、児童の安全な通行を促す注意喚起を掲示・配布しました。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	・交通安全スローガン『譲り合いハンドル越しの思いやり』の周知に努め、局内職員で共有しました。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	・自転車利用職員へメールを通じて、ルール遵守の促進を推進した。
○その他	

広島県土木建築局	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・大型道路情報版への掲示「春の交通安全運動実施中」 ・巡視委託業者による道路巡視（毎週） ・直管道路パトロール⇒早期に対応可能なものは修繕

西日本旅客鉄道株式会社中国統括本部	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切道での交通安全啓発活動の実施 ・駅構内での列車接近時の注意喚起放送の実施 ・踏切道の見通し確保のための除草作業
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車に対する道路交通法改正についての周知および徹底 ・自動車運転時、交通ルール遵守の徹底
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・踏切道での交通安全啓発活動の実施 ・駅構内での列車接近時の注意喚起放送の実施 ・小学校等での踏切安全教室の実施 ・春の全国交通安全運動街頭キャンペーンへの参加 ・鉄道の安全確保に向けた点検 ・自動車学校にて踏切事故防止ノベルティの配布

西日本高速道路株式会社中国支社	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	春の全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	春の全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	春の全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全啓発イベントの参加 ・交通安全キャンペーンの実施 ・高速道路を走行する交通巡回車のLED表示での広報

本州四国連絡高速道路株式会社みなみ尾道管理センター	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	大浜PA上下線において、広島県警察本部交通部高速道路交通警察隊（7名）、（一社）日本自動車タイヤ協会（8名）、本四高速（4名）JBハイウェイサービス（2名）と合同で、チラシ・粗品を配布し、啓発活動を実施。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	同上
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	同上
○その他	大浜PA下り線において、（一社）日本自動車タイヤ協会をお招きし、空気圧やタイヤ状態の点検を実施。日常の車両点検の重要性について周知した。

広島県道路公社	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールを理解・遵守の徹底	
○その他	管理事務所・公社内にポスター掲示 道路情報板への掲示

広島高速道路公社	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールを理解・遵守の徹底	
○その他	各路線の道路情報板において「交通安全運動実施中」を表示し、利用者への注意喚起を行った。 また、社屋入口、受付、高速道路休憩施設等にポスターを掲示、周知を行った。

(公財) 広島県交通安全協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	○住宅地において、幟旗を掲出してスピードダウンを呼びかける街頭キャンペーン等の実施 ○車両パレード等の実施、テント村の開設 ○通学路等における見守り活動（立哨監視等）、交通指導の実施 ○交通安全教室等の開催 ○広報車による交通安全広報の実施 ○民間企業とともに道路清掃活動の実施
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	○街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ○通学路等における見守り活動（立哨監視等）、交通指導の実施 ○自転車安全教室の開催 ○署のデジタル掲示板に、ながらスマホを止める訴え表示 ○啓発グッズの配布 ○広報車による交通安全広報の実施
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールを理解・遵守の徹底	○街頭キャンペーン等の実施、テント村の開設 ○小・中・高校生対象自転車教室、交通安全講習会の実施 ○自転車通学・通勤者に対するヘルメット着用を重点とした街頭指導の実施 ○外国人を対象とした自転車安全教室の開催 ○二輪車無料点検の実施
○その他	○運転免許センター、各警察署等に安全運動幟旗、幟旗、電光掲示板等を掲出、広報 ○テレビ、街頭大型ビジョン、新聞等で広報 ○ポスター、チラシを複製し、掲出、配布 ○「交通安全作文コンクール」優秀作品の作者がラジオで朗読 ○ホームページ、各種SNSで広報 ○機関紙「交通ひろしま」を発行し、各家庭、企業等に回覧配布 ○広報車による広報活動の実施

(一社) 広島県安全運転管理協議会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	・各地区協議会から会員事務所に対して、安全運動の開始に伴う通知や依頼文を发出し、周知と協力を行いました。 ・会員事業所が、通学路において交通監視や交通誘導を行い児童に対して道路の渡り方の指導を行うとともに通行車両等に対して安全運動の呼びかけを行いました。 ・各地区協議会において、関係機関と合同による開始式や安全キャンペーンを開催し運動重点等を広報しました。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	・各地区協議会から会員事業所に対して、歩行者優先等の指導教養資料を发出し交通ルールの厳守を周知しました。 ・会員事業所において、各事業所の安全運転管理者等が朝礼や社内広報誌等を利用し、従業員等に対して「ながらスマホ」の危険性について指導指示を行いました。 ・各地区において、自動車パレードやキャンペーン等を行い運転者に運動重点等の周知を行いました。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールを理解・遵守の徹底	・関係機関と協働で、中学校の新入生に対して自転車教室を開催し自転車ルール徹底と自転車の反則通告制度の適用について教養を行いました。 ・JR駅や商業施設において、キャンペーンを行い自転車利用者や歩行者にチラシやグッズを配布し交通ルールの徹底を呼びかけました。
○その他	・高齢者を対象とした交通安全体験車(ヒコア号)を活用した体験型学習や実践型講習会を開催し、高齢者の交通事故防止に努めました。 ・会員事業所では、事業所敷地に横断幕等を掲示し交通安全運動の周知を図りました。

(一社) 広島県指定自動車学校協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	○ 周辺の通学路に於いて、登下校の児童・園児に対して「手を挙げて横断する意識、安全確認して横断する、横断中も周りを良く確認する」等、安全な渡り方について呼び掛け、見守り活動を実施。 ○ 高齢者講習において、高齢歩行者の道路横断中の交通死亡事故事例の講話、横断方法や反射材の着用など、交通事故防止の指導、啓発を行った。また、加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等について交通安全教育を実施した。 ○ 教習において、「生活道路での30km/h走行がいかに理にかなっているか」を単なるルールとしてではなく、科学的根拠や「他人を思いやる心」を醸成する講習を行った。 ○ 自動社学校周辺の道路において、職員がゴミ拾いをし、歩行者、自転車利用者が安全に快適に通ることができるよう道路の環境整備を行った。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	○ 来校する教習生や高齢者に、歩行者に対する思いやりの運転や互譲運転について、また、スマホ等を使用しながら運転しても「自分は大丈夫」との安易な気持ちを持つことなく、ドライバースとしての自覚と責任を持って安全運転に心掛けるよう呼び掛けを行った。 ○ 職員、送迎車両運転手に対して、歩行者等の優先義務の遵守の徹底を図った。 ○ 高齢者講習受講者に対し、安全運転のチラシを配布し、ながらスマホの根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上を呼び掛けた。 ○ 企業研修受講者に対し、業務中に使用する車両での通話及び動画注視の危険性並びに罰則について指導した。また、スマホ等により、数秒間前方から視線を外すことにより、自動車の実走行距離を検証する内容の研修を行った。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	○ 来校する教習生等に対し、自転車であっても事故を起こせば、自動車と同等の責任を負わなければならないことの自覚とヘルメットの着用、交通ルール・マナー遵守の徹底を呼び掛けた。また、4月から自転車に対する取締りが厳格化されたことに伴い、交通反則通告制度についても周知徹底を図った。 ○ 大学新入学生を対象に、原付、自転車、電動キックボード利用時のヘルメット着用や交通ルール遵守等について交通安全教育 ○ 県道沿いの電光掲示板に「電動キックボードの乗り方」を動画にして放映している。 ○ 街頭において、自転車利用者に対し、自転車安全利用5則の遵守、ヘルメット着用の徹底を呼び掛けた。 ○ 自転車の法改正についてのバスター、リーフレットを廊下等に掲示し法改正についての周知を促した。 ○ 専門学校生に対し、自転車電動キックボードの交通ルール、自転車の法改正について講習を行った。
○その他	○ 自動車学校の周囲に交通安全幟旗を揚げ、教習車及び送迎車両に「交通安全期間中」のマグネットを貼付や校舎内に交通安全ポスターを掲示し、交通安全週間であることの告知と安全運転を促した。 ○ 警察発行の交通事故防止に関するチラシを、教習生に配布した。 ○ 安全講習の実施 ○ 自転車に関する法改正、実車を用いたの死角の体験、認知機能検査等の研修を実施。

広島県交通安全母の会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	幼児・児童・生徒の登下校時にあいさつおよび見守り活動を実施した。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	
○その他	

広島県二輪車普及安全協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	・ポスターを掲示し職員や来訪者へ歩行者の安全通行確保の周知 ・新入学児童の自分一人で外を歩く交通デビューの時期なので、交通ルールが十分身につけていない子供に目を配り優しい運転のお願いの広報啓発を実施
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	・ポスターを掲示し職員や来訪者へながらスマホ禁止と歩行者の安全通行確保の周知 ・『思いやり・ゆずり合い』横断歩道では歩行者保護意識を持って交通ルール遵守と交通マナーを徹底することの広報啓発活動
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	二輪車販売店店頭及び街頭での安全指導 ・自転車も「車両」であること及び「自転車安全利用5則」をはじめとするヘルメット着用、交通ルールの遵守や交通マナーの周知を図る
○その他	・傘下会員に春の交通安全運動実施要綱等の案内(24地区205会員)・地区単位において、警察・関係機関と連携し期間中開催の街頭キャンペーン等に参加、及び街頭無料安全点検の実施、安全指導を依頼 ・ホームページを使った広報啓発活動

(一社) 日本自動車連盟広島支部	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保	自治体や各企業が主催する交通安全イベントへブース出展
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	企業で交通安全講習会を実施
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	教育機関(高等学校、大学)で交通安全講習会実施
○その他	社屋へポスター掲示 車両貼付用広報ツールの貼り付け

(公社) 広島県バス協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	広報活動の推進 ・「社会的使命と安全・安心」を目標として、「子どもの保護」を重点に取り組むよう周知。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	広報活動の推進 ・ながら運転等の厳罰化など社会動向について周知。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	広報活動の推進 ・自転車マナーアップ強化月間ポスターの配布
○その他	・車内事故防止の徹底。

(一社) 広島県タクシー協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	◎春の新入学児を含む、子どもが日常的に集団で移動する通学路等の経路における見守り活動を推進した。 ◎児童の飛び出し等についても意識を向けた防衛運転を推進した。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	◎夜間におけるハイビームの有効活用による、歩行者等の早期発見に努めた。 ◎乗務員に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無について厳格に確認し、輸送の安全に努めた。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	◎令和8年4月から、いわゆる「自転車の青切符」が適用されることに伴い、改めて『自転車安全運転五則』に則った自転車の安全利用を推進した。 ◎ヘルメットの着用と損害賠償責任保険等への加入について、広く呼び掛けた。
○その他	◎客待ち違法駐車対策として安全運動期間中、協会各社から人員を出して、中央通りで夜間街頭活動を実施した。 ◎広島市内を中心に客待ち違法駐車対策として、安全運動期間中の昼間に、協会指導車を活用して巡回パトロールを実施した。

広島県個人タクシー協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	子どもが安心して通行できる交通環境の確保と、歩行者が優先という交通安全対策の推進。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	業務運転中の「ながらスマホ」の根絶の徹底。 横断歩道等における歩行者の優先義務等の遵守による保護を徹底、交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知する。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	事務所内にポスターを掲示。
○その他	車両に「交通安全運動実施中」のステッカーを貼付した。

(公社) 広島県トラック協会	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	○ 協会本部・各支部 ・トラック広報4月号へ運動重点を掲載し、広く本件運動を啓発し、通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保について意識高揚を図った。 ・安全運動開始式終了後、街頭においてチラシ等を配布し、交通安全意識の高揚を図った。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	○ 協会本部・各支部 ・県警、交通安全協会等と連携し、交通安全キャンペーンを実施、運転者、歩行者等に対し交通事故防止グッズ等を配布し「ながらスマホ」の根絶、歩行者優先等の安全運転意識の向上などを呼びかけた。
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	○ 協会本部・各支部 ・運動期間中及びその前後に、RCCラジオCMを通じ運動重点を朝夕の放送で呼びかけた。 ・中国新聞への運動重点の連合広告掲載により、広く広報した。
○その他	○ 協会本部・各支部 ・新名神高速道路多重追突事故を受け、理事会において「トラックの安全運行の徹底について」の緊急文書の発出及び安全対策の徹底についての緊急決議を行い、会員に対し周知徹底を呼びかけた。 ・3月26日開催の理事会において、安全運動について協力要請 ・年間を通じ、交通安全・交通事故防止活動を推進するため、広島東洋カープ球団(小園海斗選手)の協力を得て、交通安全ポスターを制作し、各事業所・県警本部等に配布した。 ・交通安全、飲酒運転撲滅、早めのライト点灯を呼びかける幟旗を協会会員に配布し、掲出により交通事故防止推進を呼びかけた。

自動車安全運転センター広島県事務所	
重点実施項目	実施内容
○通学路・生活道路における子どもを始めとする歩行者の安全確保	1 4月6日、基町クレドにおいて開催された春の全国交通安全運動開始式及び街頭活動に所長が出席し、本運動の啓発及び機運を高揚させた。 2 優良運転者講習者、高齢運転免許更新者等への広報 当事務所来訪者及びSDカード勤奨業務における優良運転者講習者、高齢運転免許更新者等に対して、積極的に本運動の実施及び重点等を広報し、交通安全の啓発を行った。 3 安全運動ポスターの掲出及び配布 広島県免許センター3階の当センター事務所窓口、同1階のスピード写真コーナー(勤奨業務申請コーナー)にポスターを掲出して本運動の周知を図った。 また、運送事業者に働き掛け、ポスターを配付した。 4 当事務所職員の安全運転意識の高揚 車両通勤職員には公私とも模範となる安全運転を励行させた。
○「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上	同上
○自転車・特定小型原動機付自転車利用交通ルールの理解・遵守の徹底	1 同上 2 当事務所職員に対する教養 特に自転車に関しては、交通反則通告制度が導入されたことから警察庁発行の「自転車ルールブック」を活用して当事務所職員に対して教養を実施し、ルール遵守意識を高めた。
○その他	○当事務所職員に対して運動実施と運動重点を周知し、来訪者への積極的な声かけを実施し、車両通勤者には模範運転を励行させた。